

○国土交通省告示第二百四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条の六第一項第二号の規定に基づき、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準を第一に定め、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第四条の十六第二項の規定に基づき、仮使用の認定をするために必要な図書として国土交通大臣が定めるものを第二に定め、同条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める工事を第三に定める。

平成二十七年二月二十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

建築基準法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件

第一 建築基準法（以下「法」という。）第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

2 次の各号に掲げる場合においては、当該申請に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合するものであること。

一 建築基準法施行規則第四条の十六第三項に規定する増築等に関する工事について、法第七条第一項の規定による申請が受理された後又は指定確認検査機関が法第七条の二第一項の規定による検査の引受けを行った後に仮使用の認定の申請が行われた場合

- 二 新築の工事又は第三に定める工事が完了した場合において仮使用の認定の申請が行われた場合
- 三 新築の工事又は第三に定める工事が完了していない場合において仮使用の認定の申請が行われた場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該申請に係る建築物及びその敷地がそれぞれ当該各号に定める基準に適合するものであること。
 - 一 当該敷地のみに係る工事以外の工事が完了している場合 次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 当該建築物が建築基準関係規定（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二百二十七条から令第二百二十八条の二まで及び仮使用の部分を使用する者の安全上、防火上及び避難上支障がないもの（建築物の敷地のみに係る部分に限る。）を除く。第二号ハにおいて同じ。）に適合すること。
 - ロ 当該敷地が令第二百二十七条から令第二百二十八条の二までの規定に適合すること。この場合において、これらの規定中「通路」とあるのは、「通路（仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。
 - ハ 仮使用の部分の各室から当該建築物の敷地外に通ずる通路と、仮使用の部分以外の部分から当該建築物の敷地外に通ずる通路又は当該建築物の敷地のうち工事関係者が継続的に使用する部分とが重複しないこと。
- 二 仮使用をする期間が三年を超えない範囲内であること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる基準に適合すること。

イ 仮使用の部分と仮使用の部分以外の部分とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（常時閉鎖をした状態にあるものに限る。）で区画すること。

ロ 令第一百十二条第五項、第九項（ただし書を除く。）から第十一項まで及び第十四項から第十六項までの規定は、仮使用の認定の申請に係る建築物について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>令第一百十二条第五項</p>	<p>は、第一項</p>	<p>（以下「高層部分」という。）を仮使用する場合にあつては、平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第二号イ</p>
<p>令第一百十二条第九項</p>	<p>主要構造部の住戸</p>	<p>工事完了後において主要構造部となるものの住戸</p>
<p>床面積の合計百平方メートル以内</p>	<p>高層部分にある仮使用の部分と高層部分にある仮使用の部分以外の部分とを</p>	<p>ごとに</p>

<p>令第一百十二条第十四項</p>	<p>若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるもので</p>	<p>をした状態に</p>		<p>その他の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）</p>	<p>（以下「堅穴部分」という。）を仮使用する場合にあっては、平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第二号イの規定にかかわらず、堅穴部分にある仮使用の部分</p>
<p>ハ 仮使用の部分（仮使用の部分以外の部分から当該建築物の敷地外に通ずる通路に該当する部分を除く。以下ハにおいて同じ。）が建築基準関係規定に適合すること。ただし、令第五章第二節及び第三節並びに令第二百二十九条の十三の三第二項の規定については、仮使用の部分を一の建築物とみなした場合において、これらの規定に適合しなければならない。</p>			<p>については、当該部分</p>		

二 前号ロからニまでに掲げる基準に適合すること。

ホ 建築物の建替え（現に存する一以上の建築物（以下「従前の建築物」という。）の同一敷地内に新たに建築物を建設し、当該建設の開始後において従前の建築物を一以上除却することという。）により新たに建設された建築物又は建築物の部分（以下「建築物の部分」という。）を仮使用する場合において、当該建築物又は建築物の部分について法第二条第九号の二若しくは第九号の三、法第二十三条、法第二十四条、法第二十五条、法第二十八条（居室の採光に有効な部分の面積に係る部分に限る。）、法第三章若しくは令第二百二十条第一項若しくは令第二百二十六条の四（これらの規定中令第二百二十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室に係る部分に限る。）の規定又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないことがやむを得ないと認められる場合においては、従前の建築物の除却を完了するまでの間これらの規定に適合することを要しない。

4 第三第一号及び第三号に掲げる建築物に対する前二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	
建築物	建築物の増築又は改築に係る部分（以下「増改築部分」という。）
その敷地	建築物の敷地

第二 建築基準法施行規則第四条の十六第二項の国土交通大臣が定める図書は、次の表のとおりとする。

各階平面図	図書の種類	第三項各号列記以外の部分	
		建築物	増改築部分
縮尺、方位、間取、各室の用途、新築又は避難施設等に関する	第三項第一号イ及びロ	当該建築物	当該増改築部分
		仮使用の部分	仮使用の部分及び増改築部分以外の部分
第三項第一号ハ	第三項第一号ハ	仮使用の部分の敷地	建築物の敷地
		仮使用の部分の各室	増改築部分以外の部分
第三項第二号ハ	第三項第二号ハ	仮使用の部分以外の部分	仮使用の部分及び増改築部分以外の部分の各室
		仮使用の部分以外の部分	増改築部分以外の部分
第三項第二号ハ	第三項第二号ハ	仮使用の部分以外の部分	増改築部分以外の部分
		仮使用の部分以外の部分	増改築部分以外の部分

	<p>る工事に係る建築物又は建築物の部分及び仮使用の部分 仮使用の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路 仮使用の部分以外の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる 通路 第一第三項第二号イ又はロの規定による区画（以下「仮使用 区画」という。）の位置及び面積 仮使用区画に用いる壁の構造 仮使用区画に設ける防火設備の位置及び種別 仮使用区画を貫通する風道の配置 仮使用区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別 給水管、配電管その他の管と仮使用区画との隙間を埋める材 料の種別 仮使用区画に用いる床の構造 令第百十二条第十項に規定する外壁の位置及び構造 仮使用区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別 給水管、配電管その他の管と仮使用区画との隙間を埋める材</p>
<p>二面以上の断面図</p>	

	料の種別
耐火構造等の構造詳細図	仮使用区画に用いる床及び壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
配置図	仮使用区画に設ける防火設備の構造、材料の種別及び寸法 縮尺、方位、工作物の位置及び仮使用の部分 敷地境界線及び敷地内における建築物の位置 敷地の接する道路の位置及び幅員 仮使用の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路 仮使用の部分以外の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路
安全計画書 その他法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書	建築物の敷地のうち工事関係者が継続的に使用する部分 工事中において安全上、防火上又は避難上講ずる措置の概要 法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な事項

第三 建築基準法施行規則第四条の十六第三項の国土交通大臣が定める工事は、次の各号に掲げるも

のとする。

一 増築の工事であつて、次に掲げる要件に該当するもの

イ 仮使用の認定の申請前に避難施設等に関する工事（仮使用の部分に係るものに限る。）を完了していること。

ロ 増築に係る部分以外の部分に係る避難施設等に関する工事を含まないこと。

二 建築物の改築（一部の改築を除く。）の工事

三 建築物が開口部のない自立した構造の壁で区画されている場合における当該区画された部分の改築（一部の改築を除く。）の工事

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。